

最高裁秘書第3488号

令和3年11月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月13日付け（同月15日受付，第030582号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 決裁票（両面で1枚）
- (2) 審査公報掲載文原稿用紙（片面で11枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には，個人識別情報（裁判所職員の印影）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

決裁・供覧

件名	最高裁判所裁判官国民審査公報掲載文について				文書番号		
					最高裁広第262号		
伺い文	別添のとおり送付してよろしいか。						
起案	起案日	令和3年10月19日		受付日			
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局広報課 広報課 企画係		決裁	決裁処理期限日		
				決裁	決裁日	R3.10.19	
	起案者	園部 友希		施行	施行処理期限日		
	連絡先			施行	施行日	R3.10.19	
	分類名称	大分類	(企画) 庶務 (事務)		施行	施行先	中央選挙管理会委員長
		中分類	外部対応		施行	施行者	
		名称(小分類)	別紙2参照		施行	取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	
		秘密期間終了日				取扱制限	
指定事由				保存	行政文書保存期間	5年	
					保存期間満了時期	令和9年3月31日	
決裁・供覧欄	事務総長 秘書課長 広報 課長 課長補佐 企画係						
備考欄							

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日

最高裁判所において開行した主要な裁判

一 平成三〇年二月一九日 大法官判決
 平成三〇年二月二日施行の衆議院議員選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、公職選挙法の規定が憲法に違反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものというとはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法官判決
 タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当を支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることのあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の新増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三 令和二年二月一八日 大法官判決
 令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていない（多数意見）。

四 令和三年二月一四日 大法官判決
 市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の優遇を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法官判決
 労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制措置を適切に行っていないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

六 令和三年六月三日 大法官決定
 夫婦が夫又は妻の氏のいれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え
 ・最終審かつ法律部である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争論の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解決によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。



最高裁判所判事
み や ま た く や

深山卓也

昭和二十九年九月二日生

略歴

東京都生まれ。鎌倉区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五十七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、函館地裁、公署等調査委員会事務局に勤務。

平成 四年 四月 判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事調査官、大臣官房参事官、大臣官房庶務官、司法法制部長を務める。

二三年 一月 東京地裁判事部長
 二四年 九月 法務省民事局長
 二七年 〇月 東京高裁判事部長
 二八年 三月 さいたま地裁所長
 二九年 三月 東京高裁判事
 三〇年 一月 最高裁判所判事

裁判官 深山 卓也

備考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

紙用稿原文掲載報公査審

日 月 年 日 月 日 受付



最高裁判所判事
岡 正 晶
昭和三十一年二月二日生

略 歴

香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南小学校、同町立国分寺中学校(仮設テニスコート)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業、東京大学法学部卒業。

昭和五十五年 三月 司法修習生(三十四期、大阪で実務修習)
五十七年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
平成一六年 六月 株式会社ニフコ社外監査役
一七年一〇月 東京大学法科大学院講師(債権処理研究)
二〇年 四月 第一東京弁護士会副会長
二一年一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員
二二年 七月 日本弁護士連合会調停法制度検討委員会委員
二三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員
二六年 四月 事業再生研究機構代表理事
二七年 四月 日本弁護士連合会副会長
同 月 第一東京弁護士会会長
同 年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役
二八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員
三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役
令和 元年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役
三年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日が続いたため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

日本国憲法七条第三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」はするが執着に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録」資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くすことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

趣味など

(ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには月二回を目途に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、牛久山・針ヶ山・羅臼岳・屋久島(縄文杉・妙高山なども印象に残っています)。

三〇年以上続いているものとして、チューリップ(毎年一〇〇個くらい植えます)、バラ(今の黒バラはバリエーション、庭園を定着としたランタナまでの花栽培があります。二〇二二年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました)。

弁護士時代、日本民権訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。

裁判官 岡 正晶

備 考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日

	最高裁判所判事 うがわ かづや 宇賀克也 昭和三〇年七月二日生	略歴	東京都生まれ・練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。 昭和五年 三月 東京大学法学部卒業 同年 四月 東京大学法学部助手 昭和五年 七月 東京大学法学部助教授 昭和五年 八月 ハーバード大学客員研究員 昭和五年 九月 ハーバード大学バレー校客員研究員 昭和五年 十月 東京大学大学院法学政治学専攻科教授 昭和五年 十一月 ジョージタウン大学客員研究員 昭和五年 十二月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任 昭和六年 一月 日本公法学会理事 昭和六年 二月 東京大学公共政策大学院教授を兼任 昭和六年 七月 閣議等不服審議会副議長、知的財産分科会部長 昭和六年 八月 総務省代官自治紛争処理委員 昭和六年 九月 東アジア行政法学会理事 昭和六年 十月 ITC総合戦略本部パソナルアークに関する検討会座長 昭和六年 十一月 内閣府禁止手続懇談会座長 昭和六年 十二月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長 昭和七年 一月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長 昭和七年 二月 人事院交流審議会会長 昭和七年 三月 国立国会図書館資料利用制度研究会会長 昭和七年 四月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長 昭和七年 五月 内閣府公文書管理委員会委員長 昭和七年 六月 最高裁判所判事	最高裁判所において閣下した主要な裁判 一 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決 ふるさと納税制度に係る告示における寄付金の募集及び受領について定める部分の違法とした（全員一致） 二 令和二年一月一八日 大法廷判決 参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区画における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。 三 令和二年一月二五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の可否は司法審査の対象となる（全員一致、持足意見付加） 四 令和二年二月二日 第三小法廷決定 再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。 五 令和二年六月二日 第三小法廷判決 刑事訴訟の被告人が取調べを受けた警察に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象となる（全員一致、持足意見付加） 六 令和三年六月三日 大法廷決定 夫婦間を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。	裁判官としての心構え 大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わり、同時に、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。
---	---	-----------	---	--	--

裁判官 宇賀 克也

備考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事
さかい 徹
昭和三年七月十七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五十七年 四月 司法修習生
五十九年 四月 検事任官

以後、札幌地検、札幌地検支店支店、大阪地検、大津地検、法務大臣官邸司法関係室長、東京地検八王子支店、東京地検の各検事、旭川地検検事、最高検察部検事等々として勤務。

平成二十年 九月 東京地検交通部長
二十一年 一月 東京地検公安部長
二十四年 七月 東京地検特別捜査部長
二十五年 七月 福岡地検検事正
二十六年 七月 東京地検次長検事
二十八年 九月 東京地検検事正
二十九 九月 仙台高検検事長
三十年 七月 次長検事
令和二年 七月 東京高検検事長
三年 七月 退官
同年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日が続いたため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所に任官して時もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によっては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠心責任を担っていることを常に意識しながら、訴訟をもちて職務に当たっています。

最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察官として刑事事件に携わりました。検察関係な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を磨き上げてきたのみならず、社会など組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最後の切所に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。

最高裁判所は憲法が率いる現代社会において、様々な視点から検討を行い、紛争解決のために適正妥協な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決として妥協な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。

そのためにも事件の当事者の目いかに十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、字ひ絞る意図と態度を姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官 堺 徹

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事

林道晴

昭和三年八月三十一日生

陸

昭和五五年 四月
東京縣生まれ、四所で過す。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、高等学校を経て、東京大学法学部を卒業
司法修習生

五十七年 四月 轉任樞密院 以後、東京地裁、最高裁判所
局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌

平 成 四 年 四 月 判 事 任 官 以 後、東 京 地 裁、最 高 裁 民 事 局 参 事 官、同 課 長、東 京 地 裁、東 京 地 裁 同 事（各

二三年 八月 最高裁民事局長兼行政局長
桂格、司法研修所教官、同事務局長を務める。

二二年	七月	同經理局長
二五年	三月	辭因地利所長

二六年 九月 東京高裁判事（部長括）
同年 一月 最高裁首席調查官

三〇年 一月 東京高裁長官
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和二年三月二十四日 第三小法廷決定

緑された電報の記録媒体であつて当該司法警察員が所屬する

地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月二八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年

法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区配

に於ける投票価値の不均衡は、遠慮の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条一項第二項に違反するものではない。

現弊に違反するに至つていたといふこととはできない(多数意見)。
三 令和二年一月二五日 大法廷判決

否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

昭和二年二月三日 第三小法廷決定

(いわゆる拘田事件についての)再審請求を棄却した原決定に裏面不尽の違法がある(多数意見、裁判長)。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一巻の訴訟手続に

法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全頁一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多岐的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分に把握し、それに適合する解決や対応をするように、この二手間

の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られてお

り、今後に予想されることも全頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、

書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による情勢弁論がされるよう工夫をしています。

す。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続

さその工夫努力を続けていきたいと考えています。

100

裁判官 林 道晴

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

紙用稿原文掲載報公査審

日 月 年 日 月 日 受付年



最高裁判所判事
岡村 和美

昭和三年二月三日生

略歴

東京都生まれ。荒川区立久宮前小学校・尾久八幡中学校・都立白鷗高校・早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和五十六年 四月 司法修習生
五十八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成元年 三月 米国ニューヨーク州弁護士登録
十二年 五月 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、

法務省大臣官舎参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。
二十六年 七月 法務省人権擁護局長
二十八年 八月 消費者庁長官
令和元年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年十月三日 第二小法廷判決
参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定

枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三條一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月八日 大法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員通常選挙時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定は憲法四三條一項等に違反するに至っていないとした（多数意見）。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の可否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定
電磁的記録を保存した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締約国に所在し、同記録を提示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助にすることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした（全員一致）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決
市長が都市公園内の国有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇條三項の禁止する宗教的活動に該当するとして（多数意見）。

六 令和三年六月三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項と定めた戸籍法七四條一号の各規定は憲法二四條に違反して無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとして（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心情
裁判官の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。

価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にもない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での職務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より適切な判断に至りたいと考えております。

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

裁判官 岡村 和美

備考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

受付年月日 年 月 日



三浦守

昭和二年一〇月三日生

昭和五七年 四月 検事に任命

兵庫縣神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
検事に任命。

平成二年 七月

郡國地檢檢事正 その後、最高檢檢事
法務省矯正局長

二二年二月
二五年一月

最高檢檢察官

二七年二月

札饒高檢檢事并

三〇年二月

最高裁判所判例

最要裁判所において臨辱した主要な裁判
一 令和元年九月一三日 第二小法廷判決

一三日 第二小法廷判決

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決

二八日 第二小法廷判決

第三者に損害を

加え、これを賠償した事

て、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。
三 令和二年一月一日 大法院判決

月一八日 大法院判決

配分規定について、合意状態・合意とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は遠慮状態にあったとする意見を付した。

は遠態状態にあつたとす

令和三年二月

一四日 大法廷判決

法二〇条三項に違反するとした（多数意見）。

違反するとした（多数賛成）

集团子防接續

等によってB型肝炎ウィ

時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、初足意見付加）。

裁判長、初足意見付加

大正三年六月
夫婦同氏制を

三三 大法院決定
採用する民法等の規定を

とは憲法二四條に違反するとの意見を付した。

に違反するとの意見を付

裁判官としての心得

司法は、國民の主權に由來し、その權限に支えられるものです。時代とともに、社會の在り方等が變化する中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の權利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感します。一つ一つの事件について、結果に、事實を認定し、公平で公正な判断を目指したいと思ひます。

そのためには、高い壁の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問ひかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思います。

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

紙用稿原文掲載公報審査

日 月 年 日 受付



最高裁判所判事
くさの ぐに
草野 耕一
昭和三十三年三月二日生

略歴

千歳県千歳市生まれ。千歳大附属小・附属中、私立千歳高を経て、東京大学法学部卒業、四月司法修習生

昭和五三年 三月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

五五年 四月 ハーバード大学修士（L.L.M.）

六一年 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村とあさひ法律事務所」）代役パートナー

平成一六年 東京大学大学院法学研究科客員教授

一九年 慶応義塾大学大学院法学研究科教授

二五年 ハーバード大学法学大学院客員教授

二六年 東京大学法学部（法学）

三〇年 最高裁判所判事

三一年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において四年半の主要な裁判

一 令和元年九月一日 第二小法廷判決

遺棄物に基づき遺失物返還請求に対する請求棄却を認めた原判決を破棄し、多数意見の結論に賛同しつつ大抵以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を化けた権利（債権）はこれにある）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害額を上回り、かつ、②請求者が被った損害（将来受ける損害を含む）が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。）

二 令和二年二月二十八日 第二小法廷判決（裁判長）

遺失金社の従業員（トラック運転手）が勤務中に起こした交通事故に因りて当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合、その金額の一部を会社に押しつけて賠償金を支払った（求償権の放棄）が大半に相当し、請求者が同社（遺失金社）の従業員である場合、請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同様に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は賠償金の小さい確率分布に従う偶発的財務事項としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益権主体である同社の株主は分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選択に応じて調整することが可能だからである。）

三 令和二年九月十六日 第二小法廷決定（裁判長）

債権としてアトリーの船舶を行うことが既判法違反となるか否かが問われた事件において、既判法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大抵以下の内容の補足意見を付した。（アトリーの船舶が既判法に当たるとする原案と比べアトリーの船舶を債権として行う者は本邦から消失する可能性が低い。しかしながら、健全な金融からアトリーの船舶を求める者も少なくないことを考えれば（公共空間におけるアトリーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）アトリーの船舶に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）

四 その他の主要な裁判

参議院議員の議員定数増減規定の合憲性が問われた令和二年二月十八日大法庭判決及び憲法的考慮別院制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二十三日大法庭決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、能力を磨き、皇国で公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に精進したいと考えています。

裁判官 草野 耕一

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
渡邊恵理子
昭和三年二月二十七日生

福岡県生まれ。父の転勤に伴い、福岡県、宮崎県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業。
昭和五年三月 東北大学法学部卒業
六年四月 司法修習生
六年六月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
同年九月 海外法律事務所勤務
七年一月 弁護士登録取消
同年二月 公正取引委員会事務総局勤務
一〇年九月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
一六年四月 内閣府法制局入札管理委員会委員
一四年三月 日本放送協会経営委員（審判法）
昭和二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学理事
三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が続いたため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え
最高裁判は「法の守人」として、ひとつひとつの事案について公平・公正な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁判が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会生活に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。

これまでの弁護士としての経験、公務活動等での経験及び日々の生活を通じて、価値観が多様化する中で、まず、そして「法」は何かと問われてもおり、最後は振り所としての「法」の意義性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に答えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主題とその懸つて立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味することと大局的に考えながら「法」と向き合つて、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えています。

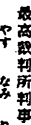
これまで、弁護士としての職務を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となつても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判を以て女性法曹家の数が増えること、また、法曹家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたびは最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の皆、ささやかですがその一石となさう助んでいきたいと思っています。

裁判官 渡邊恵理子

備考

- 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

受付年月日 年 月 日



安浪亮介

昭和三十一年四月一九日生

奈良県大和郡山田市で生まれる。私立東大等
学園中学校、岡高等学校を経て、東京大学法
学部を卒業
刑事補任官
文芸春秋、大島政武、長谷川行史等、日二日

[illegible]

課長、同人事務局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。

靜岡造幣所長

東京地裁所長

令和三年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ
ん。

経営官としての心構え

断の重きを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合つて判断することだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を積み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思います。

変化が激しく、低級な多様化が著しい現代社会においては、判断の難い事件が頻りに増えています。グローバル化が加速する中で、国際的な倫理や政治的立場が求められます。その一方で、時代によって、我々の社会の理想と現実とが乖離する傾向として将来の方向性としてかりに決定するとともに、世界の動向について的確に理解する必要があると考へてきました。このように、時局的な変化と理想的な広がりとの乖離を軸として考え、このことを踏まえ最終的に、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるように心掛けてまいりたいと思います。

これまで長年にわたって地盤改良費で民事裁判を相償ひてきました。その間、数多くの事件を相償ひましたが、その事例においても当事者の方たちの仕事を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を相償ふことへの「畏れ」の気持ちをお忘れではないかと思っていました。

最高裁判所に上訴してからの場合は、相手方の主張を立論

はありまぜん。しかし、下級においては積み重ねてきた経験とその当時の心構えを踏まえ、これにおいては、最終巻を担う一員として、さらに大きな視点に立つて物事を考えるように努めたいと思います。

好きな音楽として「熱風」という白黒があります。この音楽の意味するとおり、最高級において、たくさんのお金を出し合って肝張りを尽くしてまいりたいと思います。

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事
なが なおき
昭和二年四月一六日生

東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京
教育大学（現・放送大学）附属駒場中学校、
田端高等学校卒業。
東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）
卒業。
同年 四月 外務省入省
五年 七月 英園オックスフォード大学社会科学部
プロマ取得
四月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米
国大使館にて勤務
四年 三月 内閣法制局参事官
七年 一月 外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局法
規課長、在インド大使館参事官、同条約局法
規課長、在英印大使館公使として勤務
一九四一年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、
総合外交政策局参事官として勤務
一九四二年 八月 在サンフランシスコ総領事
一九四三年 八月 外務省国際法局長
一九四四年 九月 駐オランダ特命全權大使
一九四五年 七月 駐オランダ特命全權大使
一九四八年 七月 駐大韓民国特命全權大使
昭和 元年一〇月 駐英特命全權大使
三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和三年六月三日 大法決定
民法及び戸籍法にある結婚に際しての夫婦の氏の名義に關する規定が憲法二四條に違反しないと判断した（多数意見）。その上で、夫婦の氏に關する法規定の合理性に關する事情の変化いかんによっては、これらの規定が同様に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格によさしい解決であるとした（補足意見付加）。

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗損の状態であったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実調査もせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心得
一つ一つの事件に就案に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りのないよう努め、もって、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的視野を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に関わり組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に与える影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよう今後も努力していきたいと思ひます。

裁判官 長嶺 安政

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。